

管内で発生したランピースキン病の防疫対策

両筑家畜保健衛生所 ○藤原 果南、永野 英樹、清島 綾子ほか

ランピースキン病 (LSD) は、ポックスウイルス科に属するランピースキン病ウイルスによる牛及び水牛を宿主とする伝染病である。世界ではアフリカ、中東、ヨーロッパ、アジア等で発生が確認されている[1]。これまで日本においては発生が確認されていなかったが、令和6年11月に本県において日本で初めて発生が確認された。LSD は吸血昆虫により媒介され、潜伏期間が4から14日間と長いため[2]、発症が確認された時点で既に農場のみではなく、地域内の他農場への拡大の危険性も考えられる。

今回、LSD が発生した管内農場において、早期の防疫対応により周辺農場への拡大が認められず終息したので、その概要を報告する。

1 農場概要

当該酪農場は、成牛33頭、育成牛24頭、子牛8頭の計65頭を飼養し、育成牛を県内の公共牧場へ預託していた。LSD 発生時、農場周囲1km圏内には3戸の農場があり、

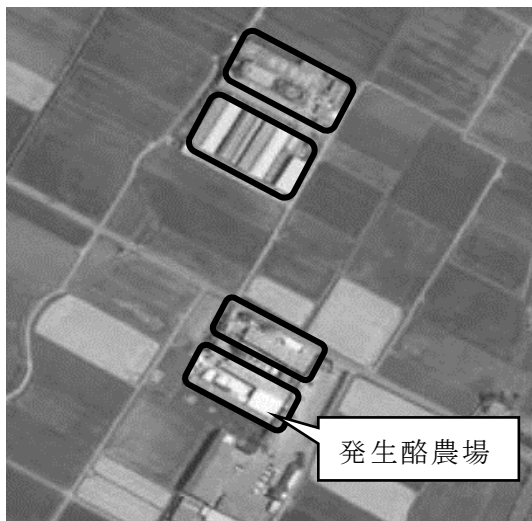


図1 発生酪農場及び周辺農場

直接的な接触はないものの、そのうちの1戸は発生農場に隣接していた (図1)。

2 発生状況

令和6年11月6日、中央家畜保健衛生所(家保)管内の農場で日本で初めてLSDの感染が確認された。そのおよそ1か月後となる12月5日、両筑家保管内において診療獣医師よりLSDを疑う牛がいる旨の連絡を受け、同日立入検査を実施した。1頭の病変部位の採材及び検査を実施した結果、LSDの遺伝子が陽性となり、真症牛と確定した(図2)。その後、翌7日までに当該酪農場にて他11頭にLSDを疑う症状を確認し、疑症牛と判定した。

3 防疫対応とその後の状況

今回LSD発生時に実施した防疫対応は以下のとおりである。

(1) 隔離

LSDが疑われる症状が認められた際に畜主に隔離を指示し、迅速に隔離を実施した。

(2) 自主淘汰

早期の自主淘汰はその後の導入補助事業が決定する前であったが、他農場への拡大を防ぐという畜主の決断によって実施でき



図2 真症牛の皮膚結節

た。発生が確認されてから6日以内に真症牛1頭、疑症牛11頭の計12頭の自主淘汰が終了した。

(3) ワクチン接種

LSD 確認後2日目の12月7日には当該酪農場の真症牛及び疑症牛（発症牛）を除く同居牛53頭のワクチン接種を終了した。周辺農場のワクチン接種も順次行い、近隣2農場のワクチン接種はLSD 確認から4日後の12月9日に終了した。また、公共牧場からの帰着牛や新生子牛には随時接種を行った。

(4) 吸血昆虫対策

検査立入時には畜主に可能な範囲での吸血昆虫対策について指示を行った。また、ふくおか県酪農業協同組合（県酪）の協力の下、殺虫剤燻煙による吸血昆虫対策、農場周辺の除草を行った。その後も県酪を含む関係機関と協力し、吸血昆虫対策の指導を継続して行った。

当該酪農場では発生直後に確認された発症牛計12頭以外には新たな発生が認められず、ワクチン接種21日後には移動・出荷自粛等の措置が終了し、終息した（図3）。

4 周辺農場における防疫対応

(1) 立ち入り検査

周辺農場の牛において皮膚の結節などのLSDを疑う症状が確認された際に立ち入り検査、及び病性鑑定を実施した。当所管内

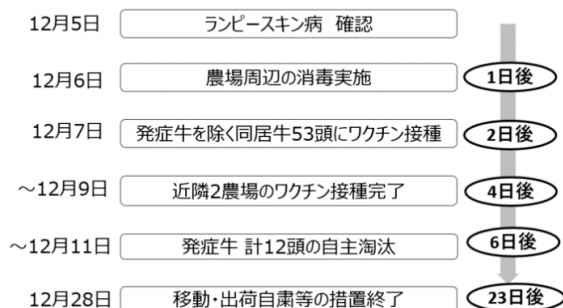


図3 発生から措置終了まで

では12月5日に発生が確認されてから周辺農場において5例の疑い事例があったが、いずれも陰性であった。

(2) 吸血昆虫対策

周辺農場において消毒殺虫剤の散布、農場周辺の除草、管理を実施した。発生農場と隣接している1農場においては発生農場とあわせて殺虫剤燻煙を実施した。

(3) ワクチン接種

発生農場から5km圏内の農場においては12月末までに6農場のワクチン接種が終了し、最終的なワクチン接種終了日である2025年6月末までにさらに8農場のワクチン接種が終了した。

その後周辺地域への拡大は確認されていない。

5 防疫対策要領の改正

ランピースキン病防疫対策要領は韓国での発生確認後、国内での発生に備え令和6年1月23日に制定されていたが、国内での発生をうけ、令和7年7月28日付で一部改正が行われた[3]。

(1) 発症牛

改正前の防疫対策要領では、発症牛は隔離等による防疫対応が困難な場合に自主淘汰を検討するとされていたため、発生当初、自主淘汰は進まなかった。改正により家畜伝染病と同等の扱いをするものとなり、殺処分を実施することと変更になっている。

(2) 生産物

法的な補償がない中で移動自粛となっていたが、改正により生乳、精液及びその他動物衛生課が指示したのものについて汚染物品として取扱い、適切な措置を講ずることと変更になっている。

(3) ワクチン接種

改正前には半径20km圏内の農場でワクチン接種を推奨し、実施する場合は家畜伝

染病予防法第6条による発生予防のための接種を行うこととされていたが、輸出や流通の規制による混乱によりワクチン接種が滞った。

改正後には原則として発生農場及び発生農場を中心とした半径5km以内の農場の牛等に対し、ワクチン接種予定日から20日以内に屠畜場に出荷する牛等を除き、家畜防疫員による緊急ワクチン接種を実施することと変更になっている。

6 まとめ

今回、当所管内においては、当該酪農場1戸のみの発生で終息した。これは既に発生が認められていた中央家保管内での対応を参考に迅速に対応することができた結果であったが、自主淘汰後の補償が見通せない中でも淘汰を決断した畜主の高い衛生意識によるところが大きい。また、発生当時、家保職員はワクチン接種に注力し、吸血昆虫対策などを行う余力がなかったが、県酪を含む関係機関の協力のもと吸血昆虫対策まで実施することができた。畜主、県酪を含む関係機関、家保がそれぞれの役割を連携して行ったことが今回防疫対応を円滑に進めることができた大きな要因であると考えられる(図4)。

現場における課題として疑い事例に対する対応が考えられた。当所管内において疑い事例が5例確認されたが、肉眼所見では他の皮膚疾患との鑑別を行うことが困難で

あり、迅速な対応を取るためには疑い事例への対応が今後の検討すべき課題であると考えられた。

LSDの防疫対策要領は、本県の発生をうけて一部改正され、法定伝染病と同程度の措置を講じることとなった。本事例のように発生時に迅速な対応を実施できたことが周辺農場への拡大を防ぐ大きな要因であったと考えられた。今後、発生時には本事例を参考にし、初動対応を行っていきたい。

引用文献

- [1] Mahfuza Akther, Syeda Hasina Akter, Subir Sarker, Joshua W Aleri, Henry Annandale, Sam Abraham, Jasim M Uddin: Viruses, Aug31, 15, 9 (2023)
- [2] WOA, Lumpy Skin Disease Technical Disease Card (2022)
- [3] ランピースキン病防疫対策要領(2025)

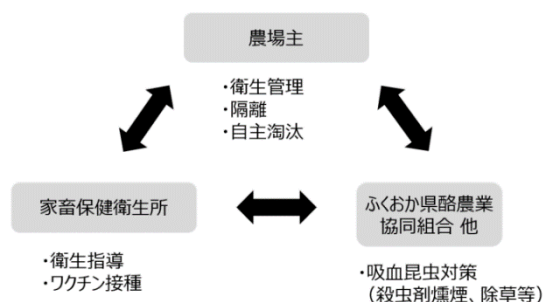


図4 関係機関との連携